

2020 (令和2) 年8月11日

株式会社アルトルイズム代理人  
弁護士 小川 松太郎 先生

特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会  
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-115  
TEL 048-844-8972 / FAX 048-829-7444  
理事長 池本 誠司

## 申入書

当会から株式会社アルトルイズムに対するお問合せに対し、貴職より令和2年3月31日付の書面を頂戴しました。ご回答いただきありがとうございます。

株式会社アルトルイズムが消費者庁より措置命令を受けた後、ホームページ・メールマガジン・「健幸つうしん5月号」において、措置命令を受けた事実及び返金の告知を行った内容につき、当会にて検討をした結果、改めて株式会社アルトルイズムに対し、下記のとおり申入れをいたします。また、申入れと関連する問い合わせをさせていただきます。

本申入れに対する回答を2020 (令和2) 年9月4日までに書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。なお、本申入書および貴社からの回答の有無・内容等は消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

## 記

### 1 申入れの趣旨

「黒フサ習慣 ブラックマックスS」の購入者に対し、改めて、ホームページ・メールマガジン・「健幸つうしん」にて、消費者庁より措置命令を受けた具体的な表示内容と実際について明記をした上で、再度、返品・返金の措置を講じることを求めます。

### 2 申入れの理由

株式会社アルトルイズムは、ホームページ・メールマガジン・平成31年の「健幸つうしん5月号」にて、「黒フサ習慣 ブラックマックスS」の表示に優良誤認表示があり、措置命令を受けたことを記載し、返品・返金対応を行うことを公表しておられます。

しかし、ホームページにおいては、具体的にどのような表示が問題になったのかについて、全国版新聞2誌に掲載した社告を添付する方法で公表されていますが、メールマガジン・平成31年の「健幸つうしん5月号」においては、単に優良誤認による措置命令を受けたこと、全国版新聞2誌に社告を掲載したことを記

載するのみであり、具体的にどのような表示があり、どのような内容が優良誤認表示であると認定されたのかについて何ら説明がなされていません。

購入者からすれば、このような不十分な説明を受けたのみでは、自身の購入した商品の表示にどのような問題があったのかを認識することができず、返品・返金を行う意思決定をすることはできません。

したがって、改めて、購入者に対し、消費者庁より措置命令を受けた具体的な表示内容と実際について明記をした上で、再度、返品・返金の措置を講じることが必要であると思料いたします。また、返品・返金の措置を実施する期間、回数については数か月間、複数回の公表をすることを求めます。

### 3 問い合わせ

「黒フサ習慣 ブラックマックスS」の販売に対して行われた課徴金納付命令の課徴金額が839万円であることを踏まえると、同商品の販売額に比して、返金件数及び返金金額が少ないように見受けられます。

貴職の回答によれば、返金件数は327件であったとのことですが、購入者からの返金の申し出がなされた時期についてご回答ください。

以 上

《本件に関する問合せ先》

特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会  
事務局 吉川、清水

TEL : 048-844-8972 / FAX : 048-829-7444